

千葉県警察市民応接向上推進委員会設置要綱の制定について

昭和62年11月11日例規（警）第31号

〔沿革〕 平成4年4月例規（警）第12号 平成4年7月例規（警）第36号
平成7年3月例規（警）第13号 平成16年3月例規（警）第21号
平成22年3月例規（警）第12号

この度、みだしの要綱を次のとおり定め、昭和62年11月11日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

1 設置

千葉県警察本部に、千葉県警察市民応接向上推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 任務

委員会は、各種の警察活動における警察職員の市民応接の向上に関する方策について総合的に検討し、その推進を図ることを任務とする。

3 構成

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもつて構成し、それぞれ次に掲げる者をもつて充てる。

委員長 本部長
副委員長 警務部長
委員 総務部長
生活安全部長
地域部長
刑事部長
交通部長
警備部長
千葉市警察部長
警察学校長
成田国際空港警備隊長
関東管区警察局千葉県情報通信部長

4 運営

- (1) 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議事を主宰する。
- (2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。
- (3) (1)及び(2)に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

5 幹事会

- (1) 委員会を補佐させるため、委員会に幹事会を置く。
- (2) 幹事会は、幹事長及び幹事をもつて構成し、それぞれ次に掲げる者をもつて充てる。

幹事長 警務部長
幹事 総務課長
広報県民課長
会計課長
警務課長
教養課長
監察官室長
生活安全総務課長
地域課長
刑事総務課長
交通総務課長
免許課長

公安第一課長
千葉市警察部総務課長
警察学校副校長
成田国際空港警備隊副長
関東管区警察局千葉県情報通信部通信庶務課長
千葉中央警察署副署長
その他幹事長が指名する者

(3) 委員会の運営に関するこの要綱の規定は、幹事会の運営について準用する。

6 庶務

委員会及び幹事会の庶務は、警務部警務課において行う。